# 大阪ヘルスケアパビリオン Nest for Reborn

リボーンチャレンジ認定事業

# 地方独立行政法人大阪産業技術研究所

Osaka Research Institute of Industrial Science and Technology

# 『少し先の未来生活を支える

# 「縁の下(E・N・NO・SHI・TA)」ものづくり企業たち』 出展企業候補 二次募集要項

募集締切: 令和6(2024) 年3月8日(金) 17時(必着)

令和6(2024)年1月15日(月)

主催: 地方独立行政法人大阪産業技術研究所

協力:2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会

中小・スタートアップ出展企画推進委員会

## I. 『少し先の未来生活を支える「縁の下(E・N・NO・SHI・TA)」ものづくり企業たち』

#### 1. 事業の目的

2025 年大阪・関西万博(以下、「2025 年万博」という。)において、大阪府、大阪市がオール大阪で出展する大阪ヘルスケアパビリオンでは、「REBORN(人は生まれ変われる、新たな一歩を踏み出す)」をテーマに掲げ、大阪の強みを生かしてわくわくしながら明るい未来を感じられるパビリオンを目指しています。

この度、パビリオン内に設けられる「展示・出展ゾーン」の具体化を図るため、万博への参加をめざすベンチャー企業、中小企業・スタートアップ等(以下、「中小企業等」という。)の支援事業企画(以下、「リボーンチャレンジ」という。)として、地方独立行政法人大阪産業技術研究所(以下、「大阪技術研」という。)では『少し先の未来生活を支える「縁の下(E・N・NO・SHI・TA)」ものづくり企業たち』を実施し、大阪技術研を日頃よりご利用いただいている中小企業等の支援成果を 2025 年万博において発信いたします。

SDGs・デジタル・ライフスタイルをテーマとして、「健康な生活・快適な生活・サステナブルな生活」や少し先の未来生活の実現につながるような製品・技術・サービスの展示を2025 年万博で行い、国内外の来場者へ中小企業等の技術力・アイデアをアピールするとともに、未来に実装される可能性のある製品や技術の発掘及び中小企業等の成長を目指します。

# 2. スケジュール

日程	内容
令和6年1月15日(月)14時	募集開始
令和6年3月 1日(金)13時	質問受付締切
令和6年3月 8日(金)17時	応募書類提出締切
令和6年3月中旬(予定)	審査委員会 (出展企業の候補の選定)
令和6年9月迄	出展企業の決定・確定(大阪パビリオン推進委員会及び
13/11/0 1 3/1/2	中小・スタートアップ出展企画推進委員会による)

### Ⅱ. 募集について

# 1. 応募条件(募集対象者)

以下の(1)~(11)をすべて満たす企業・団体であること。

なお、複数の企業・団体が共同企業体として応募する場合、代表構成員は(1)~(11)をすべて満たす企業・団体であり、構成員は、(3)~(10)をすべて満たす企業・団体であること。

(1) 中小企業基本法第2条第1項に規定のある、資本金、従業員数のいずれかが、下表の要件を満たす中小企業等であること。

	資本金	常時使用する 従業員数
製造業、建設業、運輸業、以下に掲げる以外の業種	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下

小売業 (飲食業を含む。) 5,000 万円以下 50 人以下

※ただし、設立されてからの年数は問いません。

- (2) 大阪府内に事業所を有すること。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号 に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。) 第3条第1項に規定する入札参加除外者
  - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者
  - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業 又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を府内において営んでいない者であること。
- (9) SDGs・デジタル・ライフスタイルに関連する製品、技術、アイデアを保有していること。
- (10)他のリボーンチャレンジの出展企業(予定含む)でないこと。
- (11)令和6年1月14日までに大阪技術研に利用者登録していること。
- ※応募者が上記条件を満たさないことが事後的に発覚した場合、遡及的に参加はなかったもの として扱います。
- ※上記(9)については、「完成品」を取り扱う企業だけでなく、「素材」・「部品」を取り扱う企業が応募することも可能です。

#### 2-1. 募集内容

2025 年万博において大阪技術研の「展示・出展ゾーン」への出展を見込める中小企業等を、審査委員会が出展企業の候補として5社程度選定します。

事業の目的(本要項 I — 1 を熟読してください。)を達成する、一般来場者にワクワクしてもらえるような、「健康な生活・快適な生活・サステナブルな生活」や少し先の未来生活の実現につながる製品・技術・サービス製品・アイデア(大阪技術研の支援メニューを利用した成果に限る)の展示を提案してください。展示内容については、最終製品に限定しません。ただし、単なる部

# 2-2. 展示内容についての留意事項

展示内容については、大阪パビリオン推進委員会及び中小・スタートアップ出展企画推進委員会が定める条件を満たす必要があります。次項(本要項II—2-3)の内容を踏まえ、実現可能な展示内容を提案してください。なお、今後も必要に応じて条件等が更新される可能性があります。その条件によっては、今回ご提案いただく展示内容から変更しなければならない可能性があることをあらかじめご了承ください。

#### 2-3. 展示内容についての留意事項の例

- 展示物の制作やプロモーション活動等については「BIE及び博覧会協会が定める過度な商業主義の規制」や「大阪パビリオンのテーマやデザインとの調和」を図ること
- 既に市場に流通している商品やサービスの展示または紹介は不可(既に市場に流通している商品やサービスを補助的に活用することが、展示企画の目的達成のために不可欠である場合は、出展企業候補として選定された後に大阪技術研と相談してください)
- 皮膚・頭髪への塗布等を行う体験・配布物は原則禁止
- 光線や照明など、「展示・出展ゾーン」外へのライト等の照射は禁止
- 輝度差のある規則的なパターン(縞模様・渦巻き・ダーツボード等)のうち、反転の繰り返し(フラッシュ等)の映像効果は禁止
- 火気の使用は禁止
- 香り付きの展示物の使用にあたっては、柔軟剤や芳香剤等の香りに触れることによって頭 痛や吐き気を催す方などがいることに配慮すること
- 他の出展者に迷惑となるにおいの演出は禁止
- スモークマシンの使用は禁止
- 飲食物等の摂取(食品サンプル類)は原則禁止

# 3. 応募方法

(1) 受付期間

令和6年1月15日(月)14時 ~ 令和6年3月8日(金)17時

(2) 提出方法

大阪技術研のウェブサイト(https://orist.jp/expo2025/expo2025\_24.html)より 応募書類をダウンロードして必要事項を記入し、応募書類一式を本要項VIの提出先へ電 子メールにて送付してください。

- ※1 件名に「【応募書類:リボーンチャレンジ出展】」と明記してください。
- ※2 応募書類提出期限の日時を経過しての応募は、無効となります。
- ※3 電子メール送信後、必ず提出先に電話で着信を確認してください。 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。10 時から 12 時、13 時から 17 時まで。)

#### (3) 費用の負担

応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。

# (4) 応募書類

- ア リボーンチャレンジ出展選考申請書(様式1)
- イ 出展内容提案書(様式2)
- ウ 共同企業体で参加の場合
  - ①共同企業体届出書(様式3)
  - ②共同企業体協定書(写し) (様式4)
  - ③委任状(様式5)
  - ④使用印鑑届(様式6)
- エ 応募条件に関する誓約書(様式7)
- オ 暴力団排除に関する誓約書(様式8)
- カ 定款又は寄付行為の写し(原本証明してください。)
- キ 法人登記簿謄本(1部)
  - ・法人の場合に提出してください。
  - ・発行日から3カ月以内のもの
- ク 納税証明書 (未納がないことの証明:発行日から3カ月以内のもの)
  - ①大阪府の府税事務所が発行する納税証明書

(共同企業体の構成員で、大阪府内に本社や事業所がない場合には 本社所在地の都道府県税の納税証明書を提出してください。)

- ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(本社所在地のもの)
- ケ 財務諸表の写し(最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分)
  - ①貸借対照表
  - ②損益計算書
  - ③株主資本等変動計算書
- ※ 押印書類については、選定後に書面で提出いただく場合があります。
- (5) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しません。

なお、応募書類は本件に係る審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

# 4. 質問の受付

(1) 受付期間

令和6年1月15日(月)14時 ~ 令和6年3月1日(金)13時

(2) 提出方法

本要項VIの提出先へ電子メールにて送付してください。

- ※1 件名に「【質問:リボーンチャレンジ出展】」と明記してください。
- ※2 口頭、電話による質問は受け付けません。
- (3) 質問への回答方法

回答は大阪技術研のウェブサイト(https://orist.jp/expo2025/expo2025\_24.html)に随時掲示し、個別には回答しませんのでご了承ください。

# Ⅲ. 出展企業の候補の審査について

#### 1. 審査方法

- (1) 審査委員会による書類審査を行い、出展企業の候補を選定します。複数の提案が同点となった場合には、委員による合議をもとに上位となる者を決定します。
- (2) 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

#### 2. 審査の視点

審査委員会において、以下の内容に基づいて審査を行います。

審査項目	審査内容
目的との整合性	○「健康な生活・快適な生活・サステナブルな生活」や少し先の未
	来生活の実現につながる製品・技術・サービスの展示であるか
	○製品や技術等の魅力が伝わる、一般来場者にワクワクしてもらえる
	展示内容を想定しているか
アピール性	○展示内容に新規性や他社との比較優位性、インパクトがあるか
実現性	○現段階での完成度、現状と出展までの取組みから判断して、出展が
	可能なものとなっているか
マッチング性	○展示内容にかかる研究開発において、大阪技術研のいずれの支援
	メニューを利用したか
	※展示内容と関連しないテーマにおいて利用した支援メニューは
	審査の対象外ですので、記載しないでください。

#### 3. 審査結果の通知・公表

審査の結果は、出展企業の候補の選定後に全応募者に通知するとともに、大阪技術研のウェブサイトで公表します。

# 4. 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外します。

- ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 応募書類に虚偽の記載を行うこと。
- ウ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

#### Ⅳ. 留意事項

(1) 審査の結果、大阪技術研において出展企業の候補として選定された場合には辞退できません。大阪技術研の出展企業候補に選定された場合、大阪パビリオン推進委員会及び中小・スタートアップ出展企画推進委員会が決定の後、大阪ヘルスケアパビリオン推進委員会の所定の手続きを経て出展企業として確定する予定です。なお、1社の中小企業等が複数のリボーンチャレンジを通じて「展示・出展ゾーン」へ複数回出展することは原

則不可となっています。

- (2) 大阪パビリオン推進委員会及び中小・スタートアップ出展企画推進委員会の手続きにより出展が確定した中小企業等は、「展示・出展ゾーン」出展企業として大阪技術研のウェブサイトで公表するほか、2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会が運営するホームページ (https://osaka2025.site/) 等でも広く公表されます。
- (3) 出展企業の候補として選定された場合、大阪技術研が発行する企業支援成果事例集に掲載いたします。
- (4) 出展企業には、出展料として 100 万円を上限に一定の費用をご負担いただきます。詳細については後日お知らせします。
- (5) 出展料の支払いについては、改めて大阪技術研からお知らせします。
- (6) 自社の展示物に係る製作費や人件費、搬入搬出に係る経費等の実費については、自らご 負担いただきます。

#### V. その他

- (1) 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会が運営するホームページをはじめと した「展示・出展ゾーン」に関する広報物等の作成に協力いただきます。ただし、スケ ジュールの都合上、2024 年に実施予定の広報物等には掲載できない場合があります。
- (2) 当事業参加者の各種情報は、当事業協力団体や当事業の実施にあたり協力を受ける他の支援機関等と共有させていただきます。
- (3) 天変地異、自然災害、戦争、内乱、暴動、伝染病(新型コロナウイルス感染症を含む)、 法令等の制定又は改廃、公権力の行使、その他大阪技術研の責めに帰すことのできない 理由により、2025 年万博又は大阪ヘルスケアパビリオンの一部若しくは全部の実施が 不可能となった場合、大阪技術研に対し、損害賠償その他一切の責任を追及できません。

# VI. 質問・応募書類提出先

地方独立行政法人大阪産業技術研究所 法人経営本部企画部

・電話: 0725-51-2511・E-mail: keiei@orist.jp

以上